

第7回  
苦情相談情報の  
効果的活用のための検討会議  
議 事 録

内閣府国民生活局消費者調整課

## 第7回 苦情相談情報の効果的活用のための検討会議議事録

### 議事次第

日 時：平成 19 年 2 月 19 日（月）9：56～11：54

場 所：内閣府本府庁舎 5 階特別会議室

1．報告書素案について

2．その他

## 苦情相談情報の効果的活用のための検討会議

### 委員名簿

- 座 長 浦川 道太郎（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 委 員 池山 恭子（東京消費者団体連絡センター事務局長）
- 石川 純子（社団法人消費者関連専門家会議事務局長）
- 遠藤 裕司（大阪府消費生活センター所長）
- 下谷内 富士子（社団法人全国消費生活相談員協会理事長）
- 鈴木 一光（仙台市消費生活センター所長）
- 高橋 滋（一橋大学大学院法学研究科教授）
- 田口 義明（独立行政法人国民生活センター理事）

## 第7回苦情相談情報の効果的活用のための検討会議

### 出席者

- 座長 浦川 道太郎（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 委員 池山 恭子（東京消費者団体連絡センター事務局長）  
石川 純子（社団法人消費者関連専門家会議事務局長）  
遠藤 裕司（大阪府消費生活センター所長）  
下谷内 富士子（社団法人全国消費生活相談員協会理事長）  
鈴木 一光（仙台市消費生活センター所長）  
高橋 滋（一橋大学大学院法学研究科教授）  
田口 義明（独立行政法人国民生活センター理事）
- 事務局 西国民生活局長、堀田大臣官房審議官、井内消費者企画課長、  
西村消費者調整課長、田村消費者調整課長補佐

浦川座長 若干定刻の前であります、皆様お集まりいただきましたので、ただいまから、第7回の苦情相談情報の効果的活用のための検討会議を開催いたしたいと思います。本日は御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

きょうは、当検討会議として最終的な取りまとめとなる報告書の素案について検討をいたしたいと思います。皆様のこれまでの御意見を反映いたしまして、事務局の方で、お手元の資料1として、報告書の素案というものを作成していただいております。

そこで、まず資料1をご覧いただきたいのですが、目次のところに「はじめに」というところから、 、 というのがございまして、「はじめに」から「1. 国の行政機関等への情報提供について」というところまではほぼこの場で意見がまとまっていたかと思えます。したがって、まず、そこまでを1つの対象としてここで検討を加えていきたいと思えますので、事務局からの「1. 国の行政機関等への情報提供について」というところまで御説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

西村消費者調整課長 まず資料1ですけれども、表紙にミスプリントがございます。表紙の一番下、19年2月16日となっておりますが、本日19日の間違いです。恐縮です。

それでは「はじめに」以下ですけれども、本文は皆さん時間がなくて目を通されていないかと思えますので、本文の方は読み上げさせていただきたいと思っております。

「はじめに」ですけれども、ここではPIO-NETを取り巻く環境の変化と、それに伴って本検討会議を立ち上げるに至った経緯などを詳しく述べております。

続きまして、2ページ目の真ん中よりちょっと上の「 . PIO-NETの現状と問題点」、これ以下を読み上げさせていただきます。

#### ・PIO-NETの現状と問題点

##### (PIO-NETの経緯)

PIO-NETは、国民生活センターと各地の消費生活センターが協力して運営している情報システムである。

その運用が始まったのは1984年である。当初は全国の8か所の消費生活センターで受付を開始し、PIO-NETに登録された消費生活相談情報の件数は年間で5万件弱であったが、2004年度には192万件に達し、2005年度も130万件の大きさになっている。この結果運用開始以来の累積件数は1000万件を越え、わが国最大の苦情相談に関するデータベースとなっている。

現在PIO-NETの入力をしているセンターは都道府県120か所、政令指定都市22か所、市区町243か所であり、消費生活相談員（以下「相談員」という）の数は全国で約3,700人である。相談員一人当たりの受付相談件数は、PIO-NETに入力されただけでも1995年度の約120件に対し、2005年度は約390件と大幅に増え続け、業務負担が増加している。

##### (苦情相談情報の性格)

消費者にとって身近な相談所である消費生活センターには、消費者から、消費生活に関する幅広い相談が数多く寄せられる。相談窓口には、相談員に1台ずつの「消費生活相談

カード直接作成システム」端末が設置されており、相談員は消費者からの相談を受け付けると、その内容をこの直接作成システムを利用して相談カードに記入すると同時に、苦情相談情報としてのデータ化を行う。現在、消費者である相談者にはこのような相談内容のデータ化が行われていることは、必ずしも知らされていない。

相談窓口では、相談者や相談当事者の氏名や住所、電話番号等の個人情報も聞き取っているが、これらの個人情報は相談処理のためにのみ必要な情報であるため、PIO-NET 端末を通じて国民生活センターへ相談カードのデータを伝送する際には個人情報は伝送されないこととなっている。

したがって、原則 PIO-NET に登録される苦情相談情報には、相談者や相談当事者の個人情報は登録されていないと言えるが、他の情報（例えば新聞情報）と照合されることによって個人が特定される場合もあり得る。また、相談者は家族など被害を受けた消費者と異なる場合も多い。

#### （PIO-NET の利用の拡大）

PIO-NET 情報は第一義的には相談員の支援のためのシステムとして利用されてきたものだが、これらの情報は内閣府などにおける政策の企画や国民への注意喚起などという形で情報提供され、利用されてきた。それと同時に最近では多くの行政機関に対しても、その依頼に基づいて情報の提供が行われている（第1表参照）。また、地方自治体においても、消費生活センターに限らず、消費者政策を担当する課・室においても利用されることがある。

#### （PIO-NET 利用の問題点）

PIO-NET 情報は、相談員が相談者から聞き取った主張をまとめたものであるため、必ずしも真実性が担保されていないという問題がある。また、相談情報の中には、問題となっている事業者名や製品名などが含まれていることから、慎重な取り扱いが求められ、一般には公表されない。

#### （技術上の問題）

具体的なシステムとしては、各地の消費生活センターの端末と国民生活センターにあるホストコンピュータを専用回線で接続したものである。専用回線を用いているのは、情報の保護を図るためであり、現在普及しているインターネットとは異なる、閉じたシステムである。また、苦情相談情報の特性を考慮して用意されている多くのキーワードを用いた検索システムを採用しており、入力や利用をするためにはある程度の習熟が必要である。IT 技術の進歩に伴い、システムの改善の検討も、現在別途行われているところである。

#### ・PIO-NET の意義・目的の明確化

本報告の主課題は、PIO-NET をどのように効果的に活用していくかにあり、具体的には行政機関にも PIO-NET を開放していくことにあるが、そのためには PIO-NET の意義・目的や利用に当たってのルールを明確にする必要がある。

PIO-NET とは何かについて、これまで明確にされることがあまりなかったが、今後は「氏

名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送され蓄積されているデータベースである」という共通理解が必要である。この意味では、地方の消費生活センターが保持している伝送前の情報は含まれないことになる。

これからのPI0-NETのあり方を考えていく上で、まずこのシステムが「社会全体の共有インフラ」であることを明確にする必要がある。

PI0-NETの利用が、法執行への活用や製品事故情報の共有化の観点から国の行政機関においてもより効果的な活用をしていくという新たな要請に応えていくためには、システムの目的を明確にする必要がある。具体的には、以下の3点である。

各地の消費生活センターの消費生活相談業務の支援のため。

法執行への活用など行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため。

国・地方公共団体の消費者政策の企画・立案や国民・地域・住民への情報提供への活用のため。

これらの目的について、相談者と消費生活センターとの信頼関係等に支障を来たさないよう、リーフレットの作成やホームページを通じ国民にわかりやすく周知していくことが必要である。

・苦情相談情報の効果的活用の方策について

#### 1. 国の行政機関等への情報提供について

##### (1) 国の行政機関等への苦情相談情報の提供の重要性

悪質事業者の処分・指導の必要性が高まっているほか、ガス湯沸器やシュレッダー等による製品事故が多発し、製品事故情報の共有化が急務となっている。これらへの対応として、近年、苦情相談情報の存在価値が高まるとともに、悪質事業者に対する行政処分の端緒情報として有効に活用されるようになったり、事故情報のデータベースとして関係機関で共有することにより消費者被害の未然防止や拡大防止のために活用できるのではないかと、情報としての有用性が認識されるようになってきた。

現在、国の行政機関への情報提供は、原則として依頼に基づき慎重にチェックした上で紙媒体で相談概要等の情報提供が行われているが、PI0-NET情報の法執行へのより効果的な活用や製品事故への機動的な対応にあたって、十分とは言えないと考えられる。

これらを踏まえると、PI0-NETを巡る新たな要請に対しては積極的に対応していくべきであり、利用に関する以下のような適切なルール(別紙の細則も含む。)などを定めた上で、行政機関においてもPI0-NET端末を設置し、情報の閲覧を可能とするべきである。

##### (2) PI0-NET 端末を設置する行政機関の位置づけ

PI0-NETは、これまでは、システムの管理・運営主体である国民生活センター、情報の入力及び利用主体である各地の消費生活センターから構成され、それらの間でルールが作成されてきた(システム全体の活用等に関する企画・立案主体である内閣府

にも端末が設置されていた。) 今後端末が行政機関に置かれる場合、ユーザーとして位置づけが行われ、以下のような利用ルールなどが遵守されるべきである。

### ( 3 ) 国の行政機関における利用の具体的あり方

#### ( PIO-NET 端末の利用者の範囲 )

PIO-NET 端末の設置を行政機関に広げるとしても、PIO-NET の目的とデータの保護を考慮しなければならない。このため、必要以上に拡大せず、当面、要望のある国の行政機関の消費者政策担当課長会議の窓口課などに配置することを原則とすべきである。また、PIO-NET 端末にアクセスできる人数を必要最小限にとどめ、情報漏えいリスクを最小にすることが必要である。加えて、端末装置から出力されたデータの利用者は、消費者行政担当課内部の利用に限ることとし、PIO-NET の利用目的の範囲を超えて利用してはならない。

#### ( 国の行政機関が閲覧できる苦情相談情報の範囲 )

PIO-NET 情報の中には事案の発生日、相談概要、事業者名、型式、処理結果概要などの有用な情報が含まれている。地方公共団体に実施したアンケート調査の結果では、約 7 割が国の行政機関に PIO-NET 端末の設置を認めてもよいとしながらも、ほとんどのセンターで閲覧できる情報の範囲等に配慮が必要としている。

これらを踏まえると、PIO-NET 登録項目のうち、処理結果に関する情報については、相談員の相談処理業務の参考に資するために、各地の消費生活センターが入力を行っているという位置づけが強いことなどから、処理結果に関する情報を除くこととし、その他の情報については原則全ての情報を閲覧可能にすることが適当である。

#### ( 別紙 ) PIO-NET 端末の設置にあたって必要と考えられる細則

国の行政機関への端末の設置にあたっては、情報の信頼性確保、消費生活センターの業務負担増への対応、情報漏えいの防止等の観点から一定のルールを整備し、厳正な遵守を求めることが不可欠である。具体的には、次のようなルールが考えられる。

##### 情報の安全管理に必要なもの

- ア．端末管理責任者を指定し、データの安全管理を行う。
  - イ．端末にアクセスできる職員を予め必要最小限に限定して、ユーザー毎にパスワードを配布してパスワード管理を徹底する。
  - ウ．どのパスワードの職員がいつ、どの端末から、その情報にアクセスしたのかを管理できるようにする。同時に帳簿へ検索内容や利用目的等の記載を義務付ける。
  - エ．複製等の制限、廃棄方法の徹底を行う。
  - オ．万が一、必要な手続き等を経ずに外部に情報が漏れた場合、原因究明を行うとともに、有効な再発防止策が講じられるまで運用を停止することができる。
- 相談者まで遡及して照会する際のルール  
国の行政機関からの照会の手順

相談者に遡及する場合は、迅速性の観点から、関係省庁から文書で地方公共団体の消費者行政担当本課の了解をとることとし、国民生活センターに対しては依頼文書の写しを送付することとする。特定の消費生活センターに対し過度な負担とならないよう、関係省庁は照会件数等に十分留意することが必要であり、対象期間は消費生活センターの文書保存期間の限度内（最大5年）とする。さらに、消費者行政担当本課から相談業務に支障が出ている旨の申し出があった場合には、必要に応じて内閣府が関係省庁と調整を行うものとする。

#### 公表に関するルール

ア．検索条件の違い等による苦情相談件数の違いが容易に生じることから、混乱や情報の信頼性の低下を招かないように、苦情相談件数の公表については、従来通り運営主体である国民生活センターが行うことが適当である。国の行政機関が国民への情報提供や審議会等において苦情相談件数の活用を行う必要がある場合には、国民生活センターが公表を行った計数または国民生活センターに検索依頼を行った結果を用いることとする。

イ．国の行政機関が国民への情報提供や審議会等において個別の相談概要を活用する場合には、相談者個人が識別されることがないように配慮する。識別されるおそれがある場合には、その内容について消費生活センターまで了解を得る必要がある。

具体的にどのように活用されたのか、定期的に内閣府に情報の活用状況の報告を行う。

#### 端末操作を行う職員の研修

#### （４）情報管理技術の活用

以上のような適切なルールを定めるとともに、技術的にログ管理システムや端末の利用状況を識別できるシステムを同時に整備することが重要である。

#### （５）個人情報の保護との関係について

個人情報保護法の観点からはPI0-NETに登録される情報には、氏名、住所等の個人を特定する情報は入力しないこととしているため、個人情報保護法上の個人情報にはあらず、基本的には個人情報保護法上の問題はないと考えられる。しかしながら、個別の事例によっては、他の情報と照合して特定の個人を識別できる可能性も否定できない。このため、国の行政機関等は情報漏洩などが生じないように、内部管理を厳格にする必要がある。

一方地方においては、内閣府が地方公共団体に実施したアンケート調査の結果によると、個人情報保護条例・情報公開条例上の問題なしとした自治体が約57%であるが、一部には個人情報保護条例・情報公開条例上の問題点として、「オンライン結合による提供の制限規定により、個人情報保護審査会の意見を聴く必要がある」、「利用及び提供の制限規定により、外部への情報の提供にあたっては、規定上の条件をクリア

する必要がある」、「情報公開条例上、PIO-NETには事業者情報が含まれているので、システムの一員として国の行政機関がルール等に従い情報を利用する旨の協定等が必要」といった意見を示すものもあり、調整が必要な場合も考えられる。

(6) 地方の業務負担増への配慮

国の行政機関に端末を設置することにより、行政処分等の促進に寄与することになり消費者被害の拡大防止に繋がる効果が期待できる反面、地方センターの業務負担を懸念する声がある。国の行政機関の利用が、主として問題の端緒をみつけたり、広がり把握するためのものであることに留意し、個々の案件の地方への照会は例外的な場合に止めるべきであろう。

以上です。

浦川座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただいた部分に関して各項目ごとに検討していきたいとします。まずは「 . PIO-NETの現状と問題点」、2ページから始まりまして4ページまで、また、初めの部分で「はじめに」というのがあります。これは朗読を省略いたしました。この部分を含めて何か御意見ございますでしょうか、あるいは御質問。高橋委員。

高橋委員 「はじめに」の部分ですが、「端緒情報」という言葉が出てくるのですが、議論に参加しているのでわかるのですが、ちょっと実務に詳しくないと端緒情報というのは何を意味するのかよくわかりませんので、最初に出てくるとき、多分「悪質業者の取り締まりなどの法執行のための端緒となる情報」というような、もう少し説明していただいた方がわかりやすいのではないかと。

浦川座長 そうですね。その点は留意して、最初に定義を入れるようにした方がいいかもしれません。

西村消費者調整課長 報告書(案)にはそれを盛り込みたいと思います。

池山委員 5ページの目的のところですが、のところで「法執行への活用など行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため。」とあって、消費者被害の未然防止・拡大防止が行政機関というふうにつきぱりと言い切っているわけですが、適格消費者団体も今後は消費者被害の未然防止・拡大防止というものに一定の役割を果たすと思いますので、「行政機関等」というふうに入れていただくと目的のところは広がっていいのではないかと考えます。

浦川座長 「等」を入れるということですが、何かほかに御意見ございますか。5ページの目的のところの「法執行への活用など行政機関等による」というので「等」を入れたらどうかというのが池山委員の御指摘であります。田口委員。

田口委員 は例示として「法執行への活用など」ということですから、行政機関以外の話とは性格が違うのではないかとと思いますが。

堀田大臣官房審議官 に国民への情報提供とあり、適格消費者団体などはそちらの範疇で考えてもらってもいいかもしれません。

浦川座長 あるいは一番最後のところで、これからの課題のところ、「国民等への情報提供について」というところで、今後の消費者団体訴訟やなんかの対応が出ていたと思うので、これから議論する部分にも入ってくるかと思うんですが、その部分、ちょっとペンディングにさせていただいてよろしいでしょうか。

池山委員 ペンディングに、はい。

浦川座長 当面、ここの行政機関というのは法執行への活用ということがかかっているので、この文章のままということに当面しておきますので、また、後で議論があればお受けします。今のところは、として4ページまでというところで。石川委員。

石川委員 2ページの(PIO-NETの経緯)の後半部分では相談員の皆さんの業務負担が増加しているという的確な指摘をいただいているのですが、これに合わせて、いわゆるPIO-NETに入力するまでのタイムラグといいますか、非常に時間がかかっているという実態も1つ課題としてはぜひ明記していただいた方がよろしいのではないのでしょうか。それを併せ解決する方向を模索するべきというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

浦川座長 なるほど。

石川委員 時間的なことというのは見当たらなかったの。

浦川座長 最後の方には対策の対応のところで、情報収集の迅速化についてという部分ですが、これもまた後で議論になってくるのですけれども、現状というところでその問題を指摘するという話ですね。

石川委員 今どれぐらいの日時がかかっているかということは明確にしておいた方がよろしいと思うんですけれども。

浦川座長 これも資料3のところをちょっと見ていただくといいと思うんですが、現状はその資料には日数や具体的な数は出ているんですね。総論的なところの現状に入れるかどうかという話だと思いますが、ここに入っていれば、具体的にわかりますし、問題点はここには指摘してあるということでもよろしゅうございましょうか。

石川委員 はい。

田口委員 この検討会議の中心的テーマが何なのかということとも絡むのですけれども、5ページの「1. PIO-NETの意義・目的の明確化」、ここの最初の2行なんですが、この報告の主課題は、行政機関にもPIO-NETを開放していくことにあると。各省庁が法執行にもダイレクトに使えるようにPIO-NETを置くことについてどう考えるか、またそのための条件は何かというのが主要課題だと私は理解しております、それが5ページのこの2行にも書かれているのだと思うんですね。そういうことで、なり、の中では、「1. 国の行政機関への情報提供について」というところを中心に議論が進んできたのだと思いますが、他方、情報の入力 of 早期化というのは確かに重要な課題だというのはそのとおりなんですが、この問題にどう対応していくかというのはかなり実務的な問題でもございまして、この内閣府なり国民生活センターだけで対応できるものでは必ずしもありません。その問題について、あまり深く掘り下げて、ということになりますと、この検討会議の性格とやや

ずれてきはしないかという感じもいたします。後ほど資料3については御議論があるかと思うんですが、そこは国の行政機関への拡大を中心に整理をされるのがよろしいのかなというふうに思っております。

浦川座長 今の田口委員の御意見についていかがでございましょうか。遠藤委員。

遠藤委員 今の話とも関連なんですけれども、おっしゃるとおり行政機関での活用というのがメインの課題だろうと思います。再三申し上げているのは、その結果として最後にちらっと触れていただいていますけれども、いろいろ地方にも業務が寄せて来られるというのが結果として事実だろうと思います。ここ1～2年、地方の消費生活センターへいろんな照会の件数が増えかなり負担になってきており、ヒアリングでもいくつかの県の方がおっしゃっておられたと思いますので、そこは過度に書く必要はないのですけれども、行政機関への情報提供をやることによって出てくる弊害といいますか、被害ではないですが、影響といいますか、ということはどうとらえているのかというのはきちんと書いておいてほしいなと思います。

そういう意味では最後に書いてあるからいいんですけれども、ただ、私も今の質問と関連して、ここで業務が大幅に増え負担が増加していると。ここは事実の記述にとどまっているので、普通だったら、それならどうするのということが後でもちょっと見当たらなかったもので、認識としてはそれでいいんですけど、どうするのだろうと。後で書いてあるところへの議論かなと思っています。今はそれだけにとどめますけれども。

田口委員 その関係で、私も全く同感でございまして、国の行政機関に利用を拡大すれば地方のセンター等への業務負担が増大するのはこれは目に見えていることで、それを最小限にしなければいけないというのは当然なんですけど、そうであっても、地方の業務負担がある程度増大するのは避けられないと。あるいは国民生活センターもシステム面など相応の対応をとらなければいけないということで、それらを円滑に実施していくためには体制整備なり環境整備をきっちりと図らなければいけないというのは、この検討会議でも何度も議論に出ていた話だと思っています。論点としても掲げられているわけで、前回のこの検討会議でも、実行のための環境整備について項目として明確に記載すべきであると。「その他」のようなところに入っていますということではなくて、項目として明確に記載すべきだというのが、議事要旨にもありますので、その辺は全体の中での問題かもしれませんが、少し表に出てきていないのではないかなと。その点は後との絡みもあるかもしれませんが、明確に記載する必要があるのではないかと思います。

堀田大臣官房審議官 いろいろ今御議論いただいている点は非常に重要なポイントだと思うんですけれども、1つは、国の行政機関、例えば経産省とかそういったところに端末を置いた場合、それぞれの省庁から問い合わせは確かに増える可能性はあるかと思いますが、他方で行政機関に端末を設置するというのはそれだけ問題を早く解決して対処することですから、結局被害自体を防いでいこうという姿勢との関係で、あまり業務が増えるということだけを強調してもちょっとまずいのではないかと。きちんとした消費者政

策としての対策がとられるのだということとのバランスで考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

現実に住宅リフォームの問題が2年ほど前に起こったのですけれども、これも関係省庁が一体となっているんな対策をとってきたということで、あの問題も、その後は相談件数なども落ちついてきていると。また、架空請求なども対応がとられた後、一昨年ぐらいがピークだったんですけれども、その後は徐々に件数としては減ってきているということで、行政機関が対応するということの大切さというか、地方の業務負担が増える懸念があるというのは事実だと思うんですが、本当に業務負担が増えるかということになると、我々ももうちょっと様子を見ないとわからないのではないかと考えております。

浦川座長 2つの問題があるかと思うんですが、1つの問題は、今言った実質問題として端末の利用が国の各行政機関へ利用が進むに従って地方の実質的な業務負担が増えるだろうということと、それから、この報告書の書き方というか、構成において、どういう構成をとるかということで、その報告書の構成との関係で言うと、この検討会議に与えられた課題が何かということとかかわっていて、実は「はじめに」のところにあるように、この検討会議の設置は、昨年7月の消費者政策会議において、PIO-NET 情報の国の行政機関への拡大を図れということで、19年の半ばまでに一定の結論を得るということでこの検討会議が設置されたという趣旨で、地方から集まるPIO-NET 情報を中央省庁が利用できるようにするというのが課題があったわけです。それがこの検討会議の趣旨であって、そこは田口委員御指摘のとおりであるわけで、皆様の御意見ですけれども、あるいは当面の構成としてはこのような形の構成を維持しつつ、1つの問題は、今の から のところでは、最後のところに、10ページの(6)のところ「地方の業務負担増への配慮」というのが、今までの意見の取りまとめみたいな形で出ているわけですね。ここのところをもう少し肉付けをするかどうかということで、ここでは「国の行政機関の利用が、主として問題の端緒をみつけたり、広がり把握するためのものであることに留意し、個々の案件の地方への照会は例外的な場合に止めるべきであろう。」と記載してあるんですけれども、もう少し積極的に地方の入力側の業務負担を援助する支援措置を講ずるべきであるみたいなものをもう少し入れるかどうか。これは後ろの方ともかかわります。

田口委員 「地方の業務負担増への配慮」というだけでなく、それが円滑に実施できるような体制整備といえますか、環境整備がなければ、そもそもこういう対応ができないわけですね。また、それは地方のセンターだけではなくて、国民生活センターにおいても、国の行政機関がネットワークに入ってくればシステムの整備でありますとか、ログ管理とか技術的なルールとして書かれていることを確実に実施していかなければいけない。そのための人員、予算の体制もなされなければ、そもそもこういう仕組みに切り替えることができないわけですから、そこは、もちろん業務負担増のところに合わせて体制整備を拡充するということもあり得ると思いますが、同時に全体のこういう国の行政機関への拡大に伴う体制整備というのは何らかの形で明確にしておく必要があるのではないかと思います。

浦川座長 今、田口委員がおっしゃられたような方向はあると思うんですが、いかがでございましょうか。下谷内委員。

下谷内委員 最初の . のところだけだと思ったら後ろの方に行きましたので、( 6 ) のところの「地方の業務負担増への配慮」ということに関しましては、今、田口委員がおっしゃられたのと同じようなんですけれども、これを読ませていただきますと、利用者側が配慮すればいいというようにしか見えませんので、以前から遠藤委員もおっしゃっておられましたように、それだけ負担がかかるということは、相談員や行政機関において予算措置だとかそういうものがきちんとされなければならないと思うんですね。だからこれは「地方への業務負担増への配慮」というのではなくて、おっしゃられるように環境整備とか体制整備だとか、そういう形で1つの大きな項目をもう一つつくっていただければ、もっとこのPIO-NETの活用はうまくいくのではないだろうかと思っております。

「むすび」の方に行ってしまうのですけれども、全体にこれを見ますと、利用者側のような形で非常に多いものですから、そういうことではなくて、いわゆる利用される国民生活センターや消費生活センターにももう少し配慮のあるような表現でもよろしいのかなというふうに思っております。これは最後の方の「むすび」につながっていきますので、ぜひ別の項目を立てていただければと思います。体制整備とか、そういうものに関しては。

浦川座長 趣旨は行政機関への端末の設置というか、拡大というところがポイントであったわけで、それに伴う問題は、下谷内委員がおっしゃるように、あるいは皆さんの意見があるような問題はあるかと思うんですけれども、それは当然そういうことを考えなくてはいけないんですけれども、別項目を大きく入れると、これまた大変かもしれません。例えば、これは私の勝手な考えなんですけれども、今、田口委員がおっしゃられたように、10ページ( 6 )のところの「地方の業務負担増への配慮」というところに、項目のタイトルを若干変えるというのはあるかもしれませんが、「反面、地方センターの業務負担を懸念する声がある。」になっていて、「それとともに業務負担に対応する必要な体制整備を図り」というような文章を入れていくということは1つの案かと思うんですが、それについて何か。

堀田官房審議官 よろしいですか。今、地方の分権化というのがどんどん進んでおりまして、こういうことを書くと、役人は交付金でも出すのというような誤解を生むと思うんですね。今、消費者行政は自治事務ということで、当然、国と地方自治体との役割分担はあるんですけれども、こういう問題について、国が本来やるべきなのか、消費者行政というのは本来自治事務なのに、地方は何もやらなくて国が交付金を出してそういう手当てをするのかという根本問題がやっぱりあるかと思うんですね。

それともう一つは、先ほど言いましたけど、本当に業務負担が増えるということの立証というか、先ほど言いましたように、苦情相談情報が国の行政機関にいくことによって潜在的には減る可能性があるんですね。それとのバランスで判断すべきであって、体制整備をしないと報告書に盛り込むのは、私はこれは全く個人的な意見になりますけれども、

そういったことも踏まえた上で必要かどうか判断するのではないかとこのように考えます。

浦川座長 いかがでしょうか、鈴木委員。

鈴木委員 私も両方の体制整備をしていただけるというのはありがたいのだけれども、今、審議官がおっしゃったことは全くそのとおりだと私も思います。基本的にはどうしても別に項目立てすると、先ほど審議官が心配しておられたバランス、つまり基本的に何が大切かといったら国民の消費者被害の未然防止・拡大防止、これが根本的に大切な問題だと思いますので、そこでバランスがとれなくなるというのはいかにもうまくないのかなと思いますので、先ほどの座長の整理の仕方ということに私は賛成します。

田口委員 いろいろな面のバランスを考えなければいけないというのはそのとおりで、新たに項を立てるというよりも、できるだけ原案を生かしてということであれば、(6)に体制整備的な内容の文言を書き加えるということも一案だと思いますし、また、それは(6)の問題だけではなくて、例えば(4)の「情報管理技術の活用」のところ、ログ管理システムとか利用者の識別システムを整備するとか、こういうところにも共通するものですので、この辺にも環境整備を図る必要があるという趣旨のことは触れていただいてもいいのかなと。(6)以外のところに新たに大きな項を立てるとするのが難しいのであれば、そういう形で記載を盛り込んでいただければと思います。

浦川座長 その点はここで文章を考えるのもあれですので、また、問題は、要するに体制整備というのは審議官が御指摘されたような問題、つまりお金の問題だけではない。つまりお金がかかる問題ではなくて、要するにいずれにせよシステムを整備しなければ対応できなくなる問題が出てくるわけで、そういう点を含めて少し負担増があるとするならば、それに対応できることを考えなくちゃいけないだろうと。あるいは新しい状態になるわけだから必然的な対応をすることを考えなくてはならないわけで、その辺のところを生かす言葉を入れるということではいかがでしょうか。

池山委員 私もその他ということではひと括りにされるよりは、何かきちんと文章として残しておいてほしいと思います。わざわざ項を挙げてということは、なかなか審議官がおっしゃられたようなことがありますので、(6)のところを、今、浦川座長がおっしゃったような形で入れていただいたらいいと思うんですけども、11ページの最初のところで、「個々の案件の地方への照会は例外的な場合に止めるべきであろう。」という、そこまでこのように、この検討会議の報告書として書くわけですから、体制整備についても、私はここできちんと入れていただいたらいいと思うんです。けれども、これは拡大防止・未然防止というところが一番基本ですから、あえて「例外的な場合に止めるべきであろう」という、ここまできちんとこの検討会議の報告書で言う必要があるのかどうかというのは私は疑問は持つのですけれども、ただ、ここは初めてのことであるし、各センターにしてみれば、どういうふうに具体的に動くのかが非常にまだ見えない段階ですから、ここを書くというのはそれはそれで思っております。

遠藤委員 いろいろ御意見が出たんですが、今、おっしゃった意見は、私も思ったんで

すけど、「個々の案件の地方への照会は例外的な場合に止めるべきであろう」、そこまで配慮していただかないでもいいかなという気がします。やるべきことはやらなければいかんのでどんどんやったらいいと。確かに審議官がおっしゃったように、消費者行政は自治事務なので、大阪府も大事だと思うからやっているわけで、別に誰に強制されているわけではない。そういう側面は当然のことなんですけど、ただ、これを国の行政機関に広げるという意味合いが、日々我々が実感しているのは、何度もこの場でもヒアリングでも出ましたように、例えば経産省さんにそれが行くことによって経産省からいろいろ照会が入ってくると。それも建前からいくと、都道府県が大事だと思うから、それをやっているんだと。嫌だったら断ったらいいということですけど、そうならないですね。全国的な悪質な事業者がやって、これだから大事だからということで、国のお立場でいろいろ言うてくる。それは我々としても関係のあることだから、協力しなければいけない。

ただ、そこに何かのルールがなかったら、いいことだから全部やれや、つき合えやと言われるとつき合えない。それははっきりしています。そこにルールなり体制の整備があるだろうという、なんぼでもつき合わなければいけないのだったら、それはお金が要りますよということですし、そこにルールがあって、こういうことだからこうなんですよと地方自治体にも動機づけをちゃんとしていただかないと。何でそんな照会がうちに来たんやろみたいなことでは全然やる気も起こりませんし、業務にも一定の限界があるわけですからできない。そのルールづけみたいなのをきちんとやっていただきたい。

私、前にも言いましたけれども、別にお金と人をくれと言っているわけではなくて、そのところもきちんとあった前提で、ただ、業務量が一定の範囲を超えたら、それは断るか、体制整備も要りますよと、そのところは問題意識として明確に指摘をしていただきたいなと思います。文章はお任せしますけれども、そのところが大事だろうと思うんですね。だから、逆に、別に例外的な場合に止めんでも、必要な場合は言うてくれたらいいですよ。そこにお互いのルールがあって、一方通行だけでは地方自治体としてはもちまかせんというところだけは少し、書きぶりはお任せしますけれども、私はそういう意味で今まで発言しているつもりです。

浦川座長 何かほかに御意見、田口委員。

田口委員 私も非常に近い感じなんですけど、体制整備だけをともかくやってくださいという趣旨で言うているわけではなくて、これが消費者被害全体の拡大なり未然なりの防止に役立つと、そこはそのとおりですが、それを実施するためにはルールを定めるなり、きちんとシステムが動くようにしなければいけないということで、そのための必要な体制整備はどうしてもやらないと、つなぐということ自身がうまく動かなくなるということですから、体制整備を項を立てるとかどうかということではなくて、それが必要な部分は、10ページの(6)もそうでしょうし、(4)もそうだと思いますが、そういう実質を伴うところにはそういうルールなどが確実に履行できるように体制整備を図るとことはぜひ入れていただきたいと思います。

浦川座長 ほかに何か御意見。

鈴木委員 今の関連ですけれども、例えばそのたたき台になっているのが、8ページの一番下の方ですが、「支障が出ている旨の申し出があった場合……」という規定もあるし、恐らく今話し合われたことを前提にして、御担当は内閣府になるのでしょうかけれども、そういったルール、照会があまりにも多くなって、こういう状態だからということを経済するというルール、しかしながら、大阪の所長さんがおっしゃっているように、我々の一番の務めはきちんと果たさなくてはいけない、これは大前提ですので、そういったことをこういった細則等のルールの整備の際にお考えいただければと思います。

田口委員 その関連で、8ページはまさにそういうルールをきっちりと定めて実施していくということで、あたりですと、今、おっしゃられたように内閣府が中心になってそういうルールにしていくという話ですし、その点は、なり等についても全く同様で、

も内閣府。ただ、部分によっては主語というか、主体が誰かが明確になっていないところもありますので、(別紙)の最初の4行で柱書きがありますが、そこで、こういうルールについては、内閣府の方できちんと整備して遵守を図るということが不可欠と、そういう主体を明確にしていいただければと思います。ここは特に国の行政機関で守っていただく必要のあるルールですので、そこは主体が内閣府であるということは明確にしていいただければと思います。

堀田官房審議官 ちょっとその点に関して、私が答えるのもどうかと思いますけれども、基本的に今国民生活センターあるいは消費生活センターの間で情報提供規程のルールがあって、それに基づいて運営されていると思うんですけれども、基本的に運営の主体は、私の理解ではこれからも国民生活センターと消費生活センターが中心になってやられるということだと思いますので、内閣府の役割と国民生活センターのそういう情報提供規程とかの細かなルールとの関係については、これからこの報告書が出た後できれば詰めていきたいと思っております、すべて主体でない内閣府がルールを決めるというのは何となく違和感を感じておまして、そこは国の各行政機関との関係において、内閣府が関係省庁と申し合わせをすとか、そういった事柄でやるべきことと、運営主体である国民生活センター及び消費生活センターが定めるべきルール、そのところはまだ混然としているところがございまして、この段階で整理するのがいいかどうか別にいたしまして、そこはある程度役割分担が必要ではないかと思っております。

田口委員 よろしいでしょうか。国民生活センターの方でデータ取扱規則とか、情報提供規程というのを持っております、そういう具体的な規則等について、国民生活センターの方でも整備をしなければいけないというふうには思っておりますが、そういう実施細則みたいなものを定めるという話とは異なっていて、各省庁にこういうルールを守っていただくと、その点はまず基本的に中央省庁間の問題ではないかなと思います。我々がルールだけ決めて経産省さん守ってくださいという話ではないと思いますので、その問題は少し明確にしていいただかないといけないと思います。

浦川座長 ちょっとどちらがどうかという問題は置いておきまして、体制整備の問題をまず片づけてしまいたいと思うんですが、さっき言ったように、1つは、この端末を各省庁に置くことによって地方センターの業務負担増が起きる可能性がある。これは可能性であってどうなるかわからない。したがって、必要に応じて、技術的な側面やいろいろな側面で体制整備をしなければならない問題が出てくるだろうと、これは事実だろうと思うんですね。

したがって、そこで先ほど田口委員からもお話があるように、その1つは、既に10ページの(4)の「情報管理技術の活用」というところで、既に体制整備を技術的な側面では促進するということが指摘されていると。

(6)のところで、具体的には「地方の業務負担増への配慮」という点では、アクセス回数を減らせというある意味では非常に具体的なところで対応が出ているわけですが、それだけではなくて、全体的な体制整備、これは別にお金とか人とかという問題ではなくて、業務負担増に対する体制整備という問題も我々としては考えなければならないというふうに指摘するといったところを何とか文章化して、次のバージョンまでうまくいけるかどうかかわからないとしても、一応そういうことをここでは考えるということでもよろしいでしょうか。ですからこのところをもう少し文章を練ってみたいということでもよろしいでしょうか。

田口委員 (4)も含めて。

浦川座長 はい。

西国民生活局長 この場合、例えば(6)の「地方の業務負担増への配慮」ということになると、地方公共団体とか、あるいはこっちのセンターに要望するというのでしょうか、この見解としては、そんな話になるという位置づけになるのでしょうか。

浦川座長 配慮というのは、そっちに要望する側面もあるし、システム全体の問題として体制整備を図らなければいけないという問題もあるだろうということです。このシステムというのは、物もあれば、人もあればという話だろうと思います。

田口委員 (4)については、国民生活センターのシステムの中にこれを組み込まなければいけないということですね。国民生活センターとしては(4)の問題になりますし、地方の消費生活センターとしては(6)の業務負担への影響という問題が出てくるので、その問題をどう考えるかということだと思いますが、具体的な環境整備の内容について、今、掘り下げて言っているわけではないと思います。

浦川座長 そのところは、配慮する主体が何かということをも具体化するということ、ある意味では非常に難しい問題になってくるんですね。ただ、配慮しなければいけないことは問題意識としては当然、当たり前だけれども、あるだろうということで、そのところは漠然と当面書いておく以外にないのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。高橋委員。

高橋委員 いろんな審議会で地方の問題を書くときにはいろいろ苦労されているようで

す。この場合は、設置者である地方公共団体に対して望まれるというか、今おっしゃったようにお願いするということがわかるように書いた方がいいと私は思います。国の審議会として地方がこうすべき、みたいな書き方にとられるようなものと分権との関係で問題が出てくると思いますから、国の審議会に設置された段階として、検討会議としては、そういうこともあるかもしれないけれども、そういう場合にはぜひ御検討願いたいというトーンがよろしいのではないかと思います。

遠藤委員 業務負担増と書くから、難しいので、そしたら配慮しなければしょうがないということになるので、だから、国と地方の業務分担とか役割分担のあり方とルールを整備とか、何かそんな形にした方が、地方が何か言っているから、何かしなければいけないみたいな、これだとそうなるかなと思います。業務の負担が増えるから配慮しなければいけないとなるので、そこは、私が先ほど言いましたように、きちんとした役割分担をはっきりさせてルール化をするということです。その結果としてお金が要るようであれば、それは誰が出すのだということになるのでしょうか、そこまでは言わずに、そこまでのところだけをきちんとしておけば、先ほど先生がおっしゃったような地方だけの議論ではなく、国と地方のあり方みたいなところをきちんとしてほしいと思うので、整理できるかなと思っています。

堀田官房審議官 今回の議論と端末の設置とのタイミングの問題、私はよくわからないのですが、基本的には端末の設置はしていくということなのか、それともこういう条件が整ってないとだめなのか。そこはある程度配慮するとということであれば、同時並行的に進めることができますけれども、あまりきつく、こういうことを全部書きますと、端末の設置はそれから後になるのかという時間の関係がやや見えてこなくなって、私としては、コンセンサスとしては端末の設置は基本的にいいのではないかと考えます。ただ、いろんなことを同時に整備していくと、当然技術の面でも国民生活センターのホストコンピュータ、これも別途、レガシーシステムの見直しとか行われておりますから、それとの関係も当然あるかと思いますが、同時にこういうことで環境が変わっていきますから、整備も進めていきたいと思います。地方でも体制整備は、前から言われていることです。充実を図っていくというようなことで、同時並行的に進めていくという理解でいいのか。

浦川座長 そこは今、審議官がおっしゃられた点は共通認識ではないですか。つまり体制整備ができない限りは端末を中央省庁に置くということではできないという議論ではなくて、当然のことはまずは端末を置くことを前提に、そこに伴って生じてくるような摩擦を解消することも、今後もし生ずるならばということなんだろうと思いますが、必要に応じてそれに対応せざるを得ないだろうと。現実にはそういうことは考えられるからということが取りまとめの方向ではないでしょうか。私の意見なんですが、田口委員。

田口委員 体制整備と端末設置という関係であれば、座長のおっしゃるとおりだと思いますが、ルール整備と端末設置との関係では最低限のルールはきちんとして定めないと、このシステムが動きませんので、そこは押さえておかなければいけないと思います。

浦川座長 ルールの問題はまた別の問題で、これは別紙にあるような細則で具体化するということはこの中にインプットされているわけですから、今言った業務負担増の問題が起きるかどうかという問題はまだわからない未知数で、起きた場合のときに対応することは考えておく必要があるだろうという指摘を何らかどこかに入れるというのはさっきから議論している問題だと思うんです。よろしゅうございましょうか。

ちょっといろいろ話が飛びますが、一応(4)ないし(6)のところ、そういったような問題意識で、将来生ずるであろう可能性のある業務負担増やなんかについては必要に応じて体制整備を図らねばならないだろうという指摘を何らかの形の文章で入れると。そういう形でそれを対応して、もう一度、最初にまた戻りますが、その他の点につきまして、先ほど田口委員から御指摘のあったルール、細則、特に別紙を実行する主体等について、何かまた御意見があるのかどうか。下谷内委員。

下谷内委員 3ページの、(PIO-NETの利用の拡大)というところの2行目です。「これらの情報は内閣府などにおける政策の企画や国民への注意喚起などという形で情報提供され」ということですが、この中に、例えば消費者契約法だとかいろんな個人情報保護法だとか、そこに出ておりますので、政策の後に「・立案」とか入れたらどうでしょうか。後ろのところにそういう言葉が入っておりますので、そこに1つ入れていただいた方が今後もすっきりします。利用されてきたということに対して利用されてなかったでしょうか。

浦川座長 3ページの、場所はわかったのですが、「政策の企画や国民への注意喚起」というところですか。

下谷内委員 そこに「政策・立案」と入れていただくことできませんか。あったかと思いますが、いかがでしょうか。

浦川座長 はい、そのとおりだと思います。これは生かします。ほかに、鈴木委員。

鈴木委員 .の1.では、「国の行政機関等」と入っているんですが、きょうの最初の方で議論になったところでちょっと気がついたのですが、ここでいう「等」というのは何を想定しているんでしょう。どうなんですか。

堀田官房審議官 地方自治体の本課も恐らくかなり関係行政機関と似たような側面があるのではないかということで、国のということだけではなくて地方も含まれるのではないかという趣旨で「等」ということを入れております。

田口委員 すいません、ちょっとわからなくなったのですが、国の行政機関等というのは、都道府県や市町村のセンターではない本課という意味なのだという御説明なんですが、主体としては県の県民生活課や、現場である消費生活センターはまさに県の一部局ということで、主体としては一体ではないかと思っておりますので、ここであえて「等」といって、これは地方の本課ですという説明をあえてする必要もないのではないかなと。その点は当検討会議では特に議論されておりませんので。

堀田官房審議官 要は今後、都道府県の本課の方でもPIO-NET 端末を利用したいといった要望が、今でも設置されているところとルールが、必ずしもこの辺明確でないところが

ありまして、設置されてない本課と、多分混然としていると思いますので、「等」を取って、国だけにするということもあり得るかと思えますけれども、地方の実情が必ずしも十分わからないところもありますので、もし、大阪の遠藤さんあたりがコメントありましたらお願いします。

遠藤委員 大阪なんかは一体でやっているんですし、多分東京都さんもうちもそうですが、独自にシステムもっているところは、別にPI0-NETさんのデータを使わないでも、自分のところに集まったデータで全部やれますので問題ないんですけど、そうでないところについては、いまだに本庁の課と出先のセンターと分かれていて、PI0-NETが出先しかないというところもあると思います。ただ、処分は本庁でやっており、それは同じ役所なのでということもありますけれども、国もそうなんで、端末があればすぐそこできるというところはメリットがあると思うので、そこは本課という議論があってもいいのではないかと。地方自治体で、そういう都道府県さんも多いのではないかと思います。

下谷内委員 アンケートの内容を忘れたんですけども、本課にも設置したいというアンケートありましたかしら。

堀田官房審議官 そういう問いはないんじゃないでしょうか。ちょっと実情がよくわからないところがあるのですが、地方ブロック会議で、私が聞いた限りでは、これは全く県によって違っていて、本課とセンターの間の距離間が、大阪府さんのように完全に1つのところと、物理的に距離的にも離れているところもありますけど、いろんな事情があるような印象を持っております。

田口委員 本課の位置づけをどう考えるかという問題があることはわからないわけではないんですが、アンケートでも特段調査しておりませんし、また、この検討会議でも特段議論されてきたわけではありませんので、それを報告書で出されるというのはどうかと思います。この報告書としては国の行政機関への情報の拡大に伴うルールの問題と考えた方が整理としてはいいのではないかと思います。

浦川座長 いかがですか、事務局の方で何か問題ありますか。下の方を見ると、みんな国の行政機関への情報提供になっているんですね。ここだけが「等」が入っていて、こだわることもないと思うので、あるいは「等」を取ってしまえば、1.と(1)ところに「等」があるだけぐらいなんですね。ですからかえって、ここで「等」と言っているのは何だという話になるのでこれは取ってしまうということで、もし、この後、読み直して問題が出たら、次回のときに御指摘いただいて、もし問題なければ「等」を取ってしまうということでよろしゅうございましょうか。

西村消費者調整課長 わかりました。

堀田官房審議官 基本的なスタンスとして、今後、都道府県の方から内閣府の方に、関係行政機関はこうなりましたということで、地方自治体において、都道府県本課に端末をこれから置いていいですねということの確認が来た場合には、国の行政機関に準じて扱うという理解でよいかどうか。

浦川座長 これはそういうことになるだろうと思います。ほかに何か、遠藤委員。

遠藤委員 多分アンケート調査の中でも、本課とセンターとを分けてアンケート調査をとっていて、例えば法執行で活用しているという本課の方のところの割合が非常に高いはずなので、そういう意味では、私は潜在的ニーズがあるだろうなと思うので、認識としてはそういうニーズはアンケートからも出てきているというところはそうじゃないかなと私は思っています。

池山委員 今後、ますます悪質な事業者がどんどん増えていくときに、例えば取引指導課等の本課のところを都庁なんかで見ていると、非常にきちんと連携されて動いていて、私どもとしては評価しているんですけども、おっしゃったみたいになかなかそういうわけにはいかない自治体もおありなようですから、将来性としてはそういう形でもっと積極的に相談情報を自治体の中でも生かしていただくのは当然の方向性だと思いますので、そこは「等」を取っても取らなくても、そういうふうに私は理解したいと考えます。

下谷内委員 「等」については、私は取った方がいいと思うんです。ここの中で議論されてなかったことであります。将来的なものについてはまた別な、終わりのところかどこかにもあるかと思えます。確かに地方では本課とセンターがなかなかうまくいなくて、被害救済委員会もうまく動かないというところも確かにあることはあるんですが、ただ、この中ではそういう議論はされなかったし、アンケートも、利用しているのはセンターの端末を利用して法執行していらっしゃることだろうと思います。だから、それはそれとして、この中で議論されてなかったものについては、大きな項目で入れることは必要ないのではないかな。ただ、今後やはりそういうことも検討すべきであることは必要かと思っております。

浦川座長 よろしゅうございましょうか。ほかに何か。ちょっと私の方の整理が悪くていいながら、これはみんなかかっているのに、 というふうに来てしまっているわけでありまして、また御意見があればあるということで、どうしてもきょう報告書の一応素案全体について進めなければいけないということでありまして、一応用意されているものとして、当面報告書の 、 、 の「1. 国の行政機関等への情報提供について」まで行きましたので、「2. 国民等への情報提供について」、「3. 情報収集の迅速化について」、それと、報告書でいいますと、11 ページ以下の部分について、事務局の方で、我々の方であまり議論が煮詰まっていなかったんですけども、一応この場に出た断片的な意見をまとめて素案的なものをおつくりいただいておりますので、御説明をいただいて、少し議論をしてみたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局の方から。

西村消費者調整課長 それでは資料2ですけれども、「国民等への情報提供について(イメージ案)」という一枚紙でございます。上から行きますと、

近年、金融商品等に見られる商品の多様化や高齢者に関するトラブルの増加などを背景に、消費者からの苦情相談は増加傾向にある。このため、消費者被害の実情を分

かりやすく、迅速に国民に提供することは、拡大防止を図る上で、最も重要な施策と言える。

国民生活センターでは、PIO-NET 情報を活用し、様々な媒体を通じ国民に情報提供を行っているとはいえ、「悪質事業者については事業者名を公表すべき」、「事故情報については国民の共有財産との視点に立ち極力公開すべきである」といった意見も出されている。

こうした観点から、苦情相談情報の調査・分析を行い国民への注意喚起を積極的に行うことが重要であり、例えば月次単位で苦情相談の傾向について分析し、悪質商法等に関する警戒情報等を発信することも必要である。

また、事故情報については、危害情報のみならず危険情報（リスク情報）についても、同種ないしは、より重篤な事故が発生し人の生命・身体等に直接影響が及ぶ可能性の高いことから、国の行政機関との共有のみならず、国民に対してもわかりやすく整理・分析して積極的かつ機動的な情報提供を行うことがより重要である。

なお、消費者契約法の一部改正により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じて、差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、消費生活相談に関する情報を提供することができることとなった。近々、内閣府令、ガイドラインが公表されることとなっており、その制度の趣旨に沿って効果的な活用がなされることが期待される。

下から3行目に「近々」と書いてありますがけれども、実はガイドラインが既に先週末公表済みになったことで、次回の報告書等で書き込むときは、そこはちょっと注意して書き込みます。古いバージョンで申し訳ありません。

続いて資料3に行きます。「情報収集の迅速化について（イメージ案）」として、

情報提供の重要性とともに、情報の収集・入力迅速化も同時に重要である。国民生活センターでは、これまで、相談カードの手書き入力方式から、直接専用端末に入力する方式（直接作成システム）に変更するとともに、各地の消費生活センターに対して、「データの送信時期を、相談を受け付けた時点と相談を完了した時点の2回に分けて行うこと」、「データ送信回数の頻度を上げること」、「相談員相互あるいは職員と連携しデータチェックを効率化すること」、「決裁手続き期間の短縮」、「相談カード入力時間の確保」、「死亡・重篤事故情報は、原則、相談を受け付けた日から3日以内にPIO-NETへデータ送信するよう努めること」等の要請を行ってきたところである。

現在、各地の消費生活センターが相談者から苦情を受け付けてから、国民生活センターのPIO-NETに登録するまでの日数は、なお平均60日程度要しており、悪質事業者や製品事故への適切な対応のためには、データ登録日数の短縮化による情報収集の迅速化は喫緊の課題である。その現状をみると、相談受付からデータ送信まで30日以内は8県、30～40日11県、40日～50日5県、50日～60日4県、60日以上19県となっている。

また、平成17年12月に内閣府と国民生活センターが共同で実施した「PIO-NET登録日数実態調査」結果によると、相談受付からデータ送信まで段階別に要している日数は、PIO-NET 端末を設置している全国385センターのうち326センターの平均ではあるが、相談受付から起案までの日数約17日（うちデータチェック約7日）、起案から決裁終了までの日数約8日、決裁終了からデータ送信までの日数約7日、となっている。

一方、地方公共団体に対するアンケート調査では、消費生活センターから国民生活センターへのデータ登録日数の短縮化を図るために具体的に効果があると思われる事項としては、「送信頻度の増加」、「データチェックの強化・効率化」、「相談員が入力するための時間を別途確保」等が上位にあげられている。

これまでの取り組みをさらに実効性のあるものとするため、進展の著しいIT技術も最大限活用を図り、以下のように運用の仕組み等を更に改善する必要がある。具体的には、

送信頻度の増加を図るため、消費生活センターにおける、相談受付から送信までのスケジュール管理を行う。

データの送信時期を、相談を受け付けた時点と相談を完了した時点の2回に分けて行う仕組みを促進するため、現行の「国民生活センターの責任でデータ修正を行う」という仕組みを見直し、消費生活センター側でデータ修正を行い、国民生活センターに変更点を報告する仕組みとする。

データチェックの強化・効率化を図るため、システム上（直接作成システム）のチェック機能の強化や、相談カードの入力フォーマットを簡略化し、最終的に、市町村センターは、都道府県を経由せず、都道府県と国民生活センターに同時にデータ送信する仕組みとしていく。

などの取り組みを有機的に行うとともに、送信頻度の増加を図るため、内閣府や国民生活センターは、引き続き登録日数についての目標を示し、地方公共団体に対して協力を求めていく必要がある。

以上です。

浦川座長 ということですが、何か皆様の方で御意見ございますでしょうか。まずは資料2の方について、田口委員。

田口委員 まず（イメージ案）というふうにあるのですが、この性格がどういうものなのかなと思います。前回は国の行政機関への利用拡大についてイメージ案ということで、いろいろな問題について1～2行ずつ結論的なものを整理されて、これが報告書のポイントになるのかなと思いましたが、今回のイメージ案はかなり個別の話、少し具体的なところに入り込んで書いてあって、例えば、資料2であれば、「月次単位で……」とか、そういう個別の話まで書いてある。討議用資料なのか、あるいは報告書の素案として想定されておられるものなのか。全体のバランスを考えますと、もう少し基本的な方向を整理して書

いた方がいいのかなという感じがいたします。

特に「例えば」という形で書いてある部分とか、あるいは資料3も同じ点が何度も繰り返し出てくるというようなことで、報告書の素案はまた別途、検討するというのであれば、その際に検討させていただければと思います。

浦川座長 事務局の方から何かありますか。今の御意見、つまりどういうレベルでこのイメージ案がつくられたか。これは多分おっしゃるとおり、報告書が煮詰まってきたので、ここで議論のたたき台というよりは、このまま報告書になるようなレベルで少し文章を書かれていると思っておりますけれども。おっしゃっていることは、もう少し報告書に載せるにせよ、もう少し抽象化した方がいいというお話でしょうか。

田口委員 はい。

堀田官房審議官 基本的にきょう出している資料2と資料3は、今まであまり具体的な議論が行われてこなかったテーマですので、事務局の方で少しイメージ案として議論していただくためのたたき台ですが、できれば報告書の方にもある程度具体的に書けるようなものにしたいということで、ややフライング気味かもしれませんが、あくまでも議論していただきたいということを出させていただいているということです。

田口委員 そういう性格論であるとすれば、ちょっと2～3意見がございます。例えば資料2であれば、3つ目の「 」で、苦情相談情報の調査・分析を行うことが重要だとあり、これは当然の話ですが、「例えば月次単位で苦情相談の傾向について分析し、悪質商法等に関する警戒情報等を発信することも必要である。」と書いてあるのですが、これは現実に国民生活センターが日々努力をしてやっていることなんですね。年間20テーマ以上というのが現行の中期計画の中にも明示されておりますので、月々1つないし2つの問題について整理をして対外発表もしています。その中では当然PIO-NET情報も活用しながら取りまとめを行っているので、そういったことは別に何か月次単位云々という案文でどういうことを想定されているのか、ちょっとわからない面があります。

「また、事故情報については」という次のパラグラフについても、「国の行政機関との共有のみならず、国民に対してもわかりやすく整理・分析して積極的かつ機動的な情報提供を行うことがより重要である。」とあるのですが、ここもちょっと疑問がありますのは、後段で書いている、国民に対して危害情報を整理してわかりやすく提供するというのは、既にやっている内容ですし、年間20テーマというのは取引関係だけではなくて、こういう危害関係のものも当然含めてやっているわけです。「国の行政機関との共有……」というのは、そういう全体を整理して提供するだけではなかなか個別の問題を追いかけることができないので、その母体の情報をできるだけ早い時期に国の行政機関とも共有するということで新たにやっているわけで、話として、「共有のみならず、国民に対しても……」というのはむしろ逆に、国民に対してわかりやすく情報を提供するというのは従来やってきた話であり、それをさらにできるだけ早い時期での必要な対応、国の行政機関においても対応できるように共有もやっているということですので、「また」で始まる段落は、これからの話としてであ

れば、もう少し概括的に書く必要があるのではないかと思います。

浦川座長 何かほかに御意見。池山委員。

池山委員 田口委員がおっしゃったとおり、確かにもうやっているというふうな部分もあるかと思うんですけれども、私はこの「 」の4つ目のところなどは、「国民に対してもわかりやすく整理・分析して積極的かつ機動的な情報提供」というのがメインではないかなと私は読んだのですけれども、国民が危害情報などは素早く知ることがすごく大事で、いろいろと正確な情報をどう出すかということについてはいろいろ御苦労なさっていることはわかりますけれども、従来よりももう少し、ここに書いてあるように「積極的かつ機動的な情報提供」というのがますます求められるということはそのとおりだと思います。

ですから、このところは、従来やっていることはやっていることなんです、それ以上にどういう部分が求められるかということが、この検討会議において整理をして言う必要があるのだったら、少しその部分を積極的にまとめて書くということが大事ではないかと思えます。

田口委員 「より積極的かつ機動的に」ということが大事なのはおっしゃるとおりで、まさにそのために、できるだけこういう危害情報については迅速に提供しなければいけないということで、昨年秋には国民生活センターの中に「危害情報室」という特別の部署もつくって機動的な情報提供に努めています。現にそれ以後でも洗濯機の脱水槽での指の事故とか、こんにやく入りゼリーによる窒息事故の情報などを出しています。さらに商品テスト情報も含めれば例えば乳幼児用チェアで幼児がけがをすとか、スプレー缶製品による爆発事故などの情報も非常にタイムリーに出しているわけで、この書き方は、国の行政機関との共有は秋以降やったのだけれども、まだ国民に対する情報提供が不十分なので、そっちの方がより重要ですよというように読めるので、少し話の流れが違うのではないかという気がします。

あるいはその上の「 」も、「月次単位で……」とか、こういう個別具体的にお書きになりますと、今までこういうことを全然やっていないということを前提に書いているような感じがいたしますが、その時々タイムリーなテーマを選んで最大限情報提供しています。それも記者説明会を通じてやるというだけでなく、ホームページに非常にスピーディーに掲載するなどの対応をやっているわけですので、その辺は誤解がないように書きぶり、あるいはどの程度まで書くかも含めて御検討いただいた方がいいのではないかと思います。

浦川座長 これはPIO-NETを現実に運用されている中心である国民生活センターで具体的に現在どういうことを既にやっているかということが1つきちんと整理しなければいけない。そして、なお、足りないところは何かということをもう一遍整理し直さなくてはならないという問題だと思うので、ここはひとつ国民生活センターともよく御相談の上、正確な報告書を記載されるようにしていただきたいと希望します。

問題は、多分一番最後の「 」、5つ目のところで、今後の国民等への情報提供という問題が課題として残っているということをきちんと書くことだろうと思うんですね。今後の消費者契約法の一部改正による差止請求とか、そういったようなものを運用において、この次の段階としてこのテーマがあるということの御指摘だろうと思います。ここではこの問題を議論しないわけですが、前の方の整理はおっしゃるとおりだろうと思うので、現在既に行われていることはきちんと整理し直すということによろしくございましょうか。遠藤委員。

遠藤委員 多分ここで国民生活センターに対しておっしゃりたいのは、「 」の2つ目で、例えば「悪質事業者については事業者名を公表すべき」というところで、それを受けて3番目で月次単位でやっていますと、確かにやっておられるのだと思いますし、いろんな課題についてホームページなり何なりで素早く迅速にされていると思うんですが、私がひっかかっているのは事業者名を公表すべきだという、それがなかなかできない。そこが少し課題ではないか。

我々も条例なんか議論するときに、ある程度の件数が固まってくれば、真実相当性があるのではないかと思ひ、事業者名公表できる場合だってあるのではないかと考えますが、そこは全然議論できないのかという論点があって、最終的にはかなり慎重になったのですけれども、そういう議論とか、2番目の事故情報についても、これも経産省さんがおっしゃっておられるのは二段階に分けて公表するとかということで、最初は製品名を具体的に指摘せずにこういった種類のもので、こういうけががありますよという程度に止める。それがもう少しいたら、どここの会社のどの製品ですよといくという二段階。いきなり国民生活センターさんで発表するのは無理かなという気はするんですけども、1点目の事業者名の公表なり、そういった製品名を特定してこうですよというところについて全く検討ができないのかなというところは少し思ひとしては難しいのは十分承知はしていますけれども、そこへのアプローチというのが、例えば事業者名の公表ですと、2～3年前、架空請求とかあいうのがあって、事業者名が架空でしたので出せたと思うんですけども、そういったことも、具体的な事業者名を出したというふうな、架空の事業者名を出したということもあるわけですから、その辺との絡みで、例えばいきなり1,000件、2,000件というふうな被害が月単位で広がっていくと、その事業者をどうするのというところは少し検討があってもいいかなという気はしています。少し乱暴な意見です。

田口委員 2つ目の「 」で、事業者名の公表の話が出ておりますが、必要な場合に事業者名も含めて公表するというのはそのとおりなんですが、事業者名の公表をするには、遠藤委員もおっしゃられた真実相当性の確認ということをしなればいけない。また、デュープロセスも経て行っていくということですので、その要件をどうクリアしていくかの非常に難しい問題としてあるわけですね。事業者名公表の問題になりますと、そういう課題がありますので、そこを少し具体的に検討しなければいけないわけで、今回の検討会議で、国の行政機関にPIO-NETを広げる云々、さらに加えれば、入力迅速化の話があると

して、それらの課題に加えて、さらに事業者名公表の話を持ち出して、そこをもっと積極的にという話になると、そこは今何がネックで、どういう対応をとる必要があるのかを詰めなければいけないわけで、そこは慎重に検討しなければいけないと思います。

事業者名の公表については、国民生活センターとしても決して後ろ向きであるわけではなくて、架空請求の話などでは毎月事業者名を出しているなど、今の状況の中でぎりぎりできる限りのことはやっています。また、商品テストなどは、現に事業者名を含めて出しているわけです。さらに事業者名の公表をもっと積極的にと言われても、そのためにはどういう問題をどうクリアしていくかを検討しなければいけないわけで、これこれの意見も出されているということだけで特段の検討もないままに、ドラフトの段階で急に出てきて、さあ入れましょうというのではちょっと拙速なのではないか。ここは慎重に考えていただきたいと思います。

浦川座長 ここはあくまでもイメージ案というか、いろいろな議論のたたき台みたいなものを含めて出ていますので、これをどう文章化するかというのは非常に難しい問題があるかと思いますが、いずれにせよ中央省庁への端末の設置の中で、こういったような課題に対応できる状態にしていきたいという希望を書くということになるのだろうと思うんですね、イメージとしては。だから、これによって直ちに公表すべきだという結論が書かれることは当然あり得ない。私もいくつかの審議会みたいなところで、東京都などでもやりましたけれども、事業者名の公表というのは本当に悩ましい問題ということにはよくわかっていまして、直ちにこれをすべきであるという提言にはならないだろうと思います。

ただ、中央省庁への拡大というのは、まさにこういう課題をさらに積極的に取り組むためのものにしていかなければいけないということは確かだと思いますね。その辺のところを含めて書きぶりは考えていきたい。何かほかに御意見ありますか。石川委員。

石川委員 ここで「国民等」ということで独立させて項目をつくっていただいたのは、いわゆるPI0-NETのシステムの目的を整理することによって、新たに国民の拡大被害を目的とするということが強調されたということだと私は理解しておりますのですけれども、そういう意味では、今回これを機にもっと国民を巻き込んでといいますか、国民にも役割分担があるのだということをごちらでは明確に提案すべきではないかというふうに考えております。1つは、今の情報提供ですが、こういう形で情報が具体的に迅速的に、なおかつ機動的に提供されるということで、国民はそれを自ら自分に課して被害に遭わないように努力、工夫しなくてはいけないということと、もう一つは、これまでの議論の中で非常に皆様から指摘されておられました相談者への配慮といたしますか、国民の皆さんが提供された相談事例がこういう形で適切な情報提供につながっていくゆえに、これからは安心して、ぜひ消費生活センターに相談してくださいというようなトーンの働きかけも片方では必要なのではないかと感じておりまして、国民等への情報提供、その大前提となる国民の役割みたいなものを少し前段で整理しておくべきではないかというふうに感じました。

田口委員 石川委員のおっしゃること、私も非常に共感するところで、相談者への配慮

なり働きかけ、国民の役割と、そういう重要性を強調するのは非常に大事だと思います。ただ、それを踏まえて、具体的にどうするという、その話をあまり議論もないままに書いてしまうのは報告書としてはいかがかなというふうに思います。

浦川座長 石川委員の御指摘は大変重要だと思うので、要するにこのシステムが最終的には住民・国民に対して消費者被害の実態を提供することによって消費者被害を防ぐという役割を持っているから、また同時に国民の方には積極的にこのシステムに情報を提供してほしいというメッセージを何らかの形でこの中に入れなければいけない。この辺のところをそういうような言葉、つまり1つの循環の問題なのだというを書いた方がいいだろうということは御指摘のとおりだろうと思うので、それは生かしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

ただ、今おっしゃるとおりで、極めて具体的な問題に関しては、ここではあくまでも利用の拡大を図る問題で、その点から言うと、議論してない問題について踏み込むことについての若干の躊躇というものは御指摘のとおりだと思います。何か御意見。

堀田官房審議官 この報告書の前のところだと思うんですけども、このPI0-NETの目的として「社会全体の共有インフラ」というような言葉が出てきますけど、単に行政機関で使っていたものを、他の機関にも端末を置きますということだけでは社会全体の共有インフラということにはならない。国民に便益がきちんと及ぶようなことでこういった「国民への情報提供」という項目が必要なのかなというふうに考えたところであります。

あまり抽象的に書くだけでは、これまでとあまり変わりがないので、事務局の方で、例えば「月次単位で……」といったところも、私も月次単位で出ているとは今まで認識してなかったものですから、もしこれが差し支えあるのであれば削除いたしますけれども、月次単位で、例えば市場動向をきちんと公表するというのは何か問題があるかどうか、また、後で御意見いただければと思いますけれども、できるだけ国民への情報提供も大事なテーマであるといったことで、あまり抽象的ではなく具体的に書ければいいなというふうに考えております。

浦川座長 事実として既に行われていることは、月次単位として出されているということを確認して、その上でやるべき方策ということをもう少し書いていく方法もあるかと思えます。この辺のところは、具体的にもう少し文章を詰めてもらえればと思います。

田口委員 国の行政機関に端末の拡大をするのに伴う便益が国民にも及ぶようにというのはまさにおっしゃるとおりなんですが、それは法執行官庁において、そういうふうにして得られた情報の中から機動的に迅速に取り締りに生かしていき、それによって消費者に利益が及ぶということですので、それとは別に国民への情報提供としてさらにどうこうするという話とはちょっと性格が違うのではないかという感じがいたします。

それから、月次単位云々というのは、PI0-NET 情報を何か統計的に月次で見ながらどうこうするというのではなくて、苦情相談情報全体を踏まえて消費者に有益な情報を適時・適切に出していくということが基本的に重要ですので、そこは別に、月次単位の分

析云々というのは少し書き過ぎではないかという趣旨で申し上げたわけです。

浦川座長 この辺のところは、もう一度、今の意見を踏まえて整理するというので、さらに情報収集の迅速化というのは、これも非常に具体的にいろいろなデータが出ながら、これは皆さんの意見を触発するという目的もあるのでしょうけれども、何かこの辺のところの取りまとめ方について御意見はございますか。

田口委員 資料3ですが、これも討議用資料として理解していたものですから、そうかなというふうに思って読んでおりましたが、報告書の素案として書くにはもう少し整理された方がいいのではないかと。例えば、1つ目の「 」で、各地の消費生活センターに対する要請として、データ送信時期を2回に分けるとか、頻度を上げるとか、連携してやるとか、決裁手続き期間の短縮とかいろいろ書いてあります。

それに加えて、2つ目「 」では県別の分布が出て、3つ目の「 」で実態調査の内容が出る。さらにその次の「 」にあるアンケート調査でまた同じ送信頻度の増加とか、データチェックの強化・効率化が出る。ほとんど同じ内容が出ている。さらに2枚目の「 」のところ、運用の仕組みをさらに改善する必要があるということで、 、 、 ということで書いてあります。

それらはいずれも同じことを3回に分けて繰り返して書いてある。こういうところは、全く同じことを繰り返しているにすぎないのであって、そこを何度も何度もアンケートでこういう意見が出たから、それをそのままこうやるべきだという書き方は報告書としてはいかげなというふうに思いますので、全体のバランスを考えながら整理をしていただければと思います。

それから、もう一点、別の観点でございますが、情報収集の迅速化が大事だというのは全く異論がないわけですが、今回、国の行政機関に端末を拡大して、それに伴い地方のセンターでは問い合わせへの対応という業務が出てくると。そういたしますと、地方の業務負担の増加がかなりの確率で見込まれる。そういう中で、情報収集の迅速化のために、さらに地方のセンターに対応をお願いするのはなかなか難しい場面もあると思うんですね、実態として。だからどちらかを犠牲にしてやむを得ないということではないのですが、地方の業務負担が増加する中で、情報収集の迅速化に悪影響が及ぶことがないように配慮する必要があるということは最低限明記をしていただかないといけないと思います。限られた体制の中でということだとなかなか対応にも限界が出てくると思いますので、その辺への配慮はきちんと明記しておいていただきたいと思います。

浦川座長 ほかに何か御意見ございますか。池山委員。

池山委員 5つ目の「 」のところ、 は具体的なスケジュール管理を行うというのはわかるのですが、 、 のところは非常に具体的に仕組みを見直してこういうふうにするというようなことが書いてあるのですが、この辺はこういう形でやることによって迅速化されるわけなんではしょうか。消費生活センター側がきちんとデータ修正を行って変更点を報告するだけにするという、このことですけど、これは具体的に実態としてはど

ういうふうになるのか、国民生活センターにお聞きしたいと思うんですけども。

田口委員 これは都道府県からのヒアリングの中で、静岡県さんだったと思いますが、データの上書き修正ができるようにという御要望がございまして、簡便にデータ修正が行えるようにすべきということが書いてあるのだと思いますが、ただ、これをそういう問題、あるいはデータのチェックの強化・効率化の問題も、そういうヒアリング等を踏まえて整理されているのだと思いますが、実務的にこれがどうこなせるのか、あるいはそれに伴ってどういう問題が起こり得るのか、どういう手当てをしなければいけないのか、極めて実務的な問題ですのでそこは地方のセンターともよく相談しながらやっていかなければいけない話ですし、また御理解もいただかなければいけない。

この検討会議で、いきなりこういう具体的なところまで書き込んでしまうのはちょっとどうかなと思います。もう少し考え方の整理にとどめた方がいいのではないかと。我々もこれをやれば効果ありますということ必ずしも言える状況にはございませんので、そこは少し実務的に詰める必要があると思います。

浦川座長 そうだと思いますね。いずれにせよ、1つは資料2の方で、「国民等への情報提供」ということは、中央省庁に端末を置いて法執行などに役立たせる中でより国民にとって有益な情報が提供されるということを書かなければいけないし、この情報収集の迅速化というのは法執行などをやるに当たってさらにPI0-NET情報が最新のものであり、新しい動向を十分反映するようなシステムになっていかなければいけないという努力目標を書かなければいけない。そのところで、今言ったように、どういう具体的な手当てが考えられるかというところはあまり踏み込んで書くことが今できるかどうかというのは微妙な問題があって、この辺のところは国民生活センターを含めて事務局とやりとりをしていただいて、あまり抽象的に書くのも何だし、そうかといってあまり細かい技術的なところまで書くこともできないでしょうし、このところは書きぶりを少し考えなければいけないだろうというふうに思うわけで、多分そんなようなところかと思いますが、ほかに何か御意見ございますでしょうか。

田口委員 資料2、3を通じて、アンケート調査などの結果が、ここだけ特に、何日以内が何県とか、これはほかと比べていかにもアンバランスだなと感じます。その書きぶりやアンケート調査の引用の仕方とか、そこは整理が必要ではないかと思います。

浦川座長 先ほど言ったように、この報告書の目的は、中央省庁の法執行機関を含めて端末の設置場所を拡大するところにあるわけで、そのことによる問題点を、特に派生的に問題点を書こうとしているわけですからバランスはあるだろうと思います。

そろそろ時間が来ましたので、私の方で打ち切るというわけではありませんが、まとめをしなければいけないと思うんですけども、いずれにしましても、事務局の方でさらにこの報告書をきょうの意見を踏まえて再整理していただくということが必要かと思います。それで、今、事務局の方から提案されている日程でいいかと、2月22日(木)というのは非常に近い段階なんですけど、その辺のところの日程までに、意見があれば提案していた

だきたいということで、事務局からちょっと御説明いただけますか。

西村消費者調整課長 一応最終回を3月7日と設定しているものですから、逆算すると、もちろんきょうの御意見も踏まえ、さらに追加のコメントがあればいただいて、また、手直しして事前にまた御相談させてもらうということを考えてみると、コメントを2月22日（木）くらいまでにいただけたら非常に事務方としてはありがたいということです。

浦川座長 ということで、大変日程的に迫っていますが、一応2月22日までにより具体的なところで、こういう点があるのではないかという御指摘があれば文章等でお送りいただいて、その上で事務局の方で報告書（案）をつくっていただいて、最終回が3月7日10時からの予定ということなんですが、それ以前に事務局の方から委員の皆さんの方に送っていただけるということになりますか。

西村消費者調整課長 今回の素案は直前になって申し訳なかったのですが、今度の報告書（案）は前もって予め余裕をもってお送りしてチェックしてもらうことにしたいと思います。

浦川座長 そうということで、今度は報告書（案）という形でお送りいただけるということでもありますので、皆さんの方から、さらにそれを見た上で、当日御意見いただくのもいいですし、それ以前に何か御意見があればお寄せいただくという方向で、何とか最終回の3月7日には意見の集約を図りたいと思いますので、御協力をいただければと思います。

今後の予定も少し話しましたが、何か事務局の方からさらに、今後の運営に関する御説明というのはございますか。

西村消費者調整課長 最後の「むすび」はいかがいたしましょうか。

浦川座長 「むすび」もあるわけで、これも時間の関係もありますから、お読みいただいて、2月22日までの御意見の中で御指摘いただいてもよろしいし、また、それを踏まえて事務局の方から最終バージョンの報告書（案）が皆様のお手元に行きますでしょうか、それを見ていただいて、さらにつけ加えるべき点があれば、事前に、あるいは当日お申し出いただくということでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

浦川座長 それでは、確認ですが、次回は8回目で、検討会議は一応3月半ばぐらいまでという話でしたので、3月7日には結論を出せねばならないということで、10時からこの場でまた会議を開きますので、その際には報告書（案）の（案）が取れるように御協力をいただければというふうに思っております。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

浦川座長 それでは、本日はこれにて閉会ということで、どうも御協力ありがとうございました。